

# 福祉サービス評価推進センターぐんま

## 専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 福祉サービス第三者評価推進センターぐんま（以下「推進センターぐんま」という。）設置規程第9条第3項に基づき各専門委員会の職務等について定めることを目的とする。

(認証・公表専門委員会の職務)

第2条 認証・公表専門委員会は、推進センターぐんま設置要綱に第3条に規定する業務のうち、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 評価機関の認証に関すること
- (2) 評価結果の取扱いに関すること
- (3) 第三者評価事業に関する情報公開に関すること
- (4) 第三者評価事業に関する苦情等の対応に関すること
- (5) その他、推進センターぐんま設置要綱第3条（7）の達成に必要なこと

(基準・研修等専門委員会の職務)

第3条 基準・研修等専門委員会は、推進センターぐんま設置要綱に第3条に規定する業務のうち、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (2) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修等に関すること
- (3) 第三者評価事業に関する普及・啓発に関すること
- (4) その他、推進センターぐんま設置要綱第3条（7）の達成に必要なこと

(委員長等)

第4条 各専門委員会には、委員長を1名置く。委員長の選任は、専門委員会委員の互選によって選出する。

- 2 各専門委員会委員長は各専門委員会を代表し、各専門委員会を総括する。
- 3 専門委員会委員長に事故があるときは、あらかじめ専門委員会委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 各専門委員会は、県社協会長が招集し、各専門委員会委員長が議長となる。

- 2 各専門委員会は、各専門委員会委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない。
- 3 各専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門委員会委員長の決するところによる。
- 4 各専門委員会は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 各専門委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(業務の報告)

第7条 各専門委員会は、定期的に委員会の業務の状況及びその成果について、推進センタ

一ぐんま運営委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。